

感染症法における医師の届出にかかる様式の改正について（案）

健康局結核感染症課

1. 概要

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項に基づく医師の届出並びに第14条第2項に基づく指定届出機関の届出に係る様式については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の別記様式（以下「様式」という。）において、感染症ごとに定められている。
- 他方、毎年海外からの輸入症例が一定数報告されている感染症（チクングニア熱、麻しん、風しん）等については、患者が感染した地域及び期間を正確に把握し、早期かつ確実に当該地域への渡航者に対する注意喚起等を行うことができるよう、「渡航期間」を届出様式の記載項目としているところ。
- 今般、コンゴ民主共和国においてエボラ出血熱の患者の発生が増加していること等を踏まえ、エボラ出血熱を含む検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に定める感染症（以下「検疫感染症」という。）（※）についても、患者が感染した地域への渡航者に対する注意喚起等を早期かつ確実に行うことができるよう、様式を改正し、検疫感染症の届出様式に新たな記載項目を追加する。

※ 検疫法において検疫感染症と位置づけられているものは以下の通り。

- ・ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）
- ・ 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ）
- ・ ジカウイルス感染症、チクングニア熱、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCコロナウイルスであるものに限る。）、デング熱、特定鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9に限る）、マラリア

2. 改正内容の詳細

- 検疫感染症に関する届出様式中、「18 感染原因・感染経路・感染地域 ②感染地域」に「渡航期間（出国日○年○月○日・入国日○年○月○日 国外居住者については入国日のみで可※）を新たに追加する（下記下線部を追加）。

※ 国外居住者で日本への訪問期間との誤解を避けるため。

<イメージ>

医師届出（抜粋）

18 感染原因・感染経路・感染地域

① 感染原因・感染経路

（省略）

② 感染地域（確定・推定）

1 日本国内（ 都道府県 市区町村）

2 国外（ 国 詳細地域）※ 複数国該当する場合は全て記載すること。

渡航期間（出国日〇年〇月〇日・入国日〇年〇月〇日 国外居住者については 入国日のみで可）